

令和 8 年度 鹿児島市保育所等保育料表

ひとり親世帯及び障害者を有する世帯以外

階層	年齢		0～2 歳児クラス			
	第何子		第 1 子		第 2 子	
	保育時間		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
B	非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
C1	均等割のみ課税		11,300 円	11,100 円	5,600 円	5,500 円
C2	48,600 円未満		14,500 円	14,200 円	7,200 円	7,100 円
D1	48,600 円以上 ～ 67,000 円未満		19,200 円	18,800 円	9,600 円	9,400 円
D2	67,000 円以上 ～ 103,000 円未満		27,100 円	26,600 円	13,500 円	13,300 円
D3	103,000 円以上 ～ 140,000 円未満		35,500 円	34,800 円	17,700 円	17,400 円
D4	140,000 円以上 ～ 176,000 円未満		40,800 円	40,100 円	20,400 円	20,000 円
D5	176,000 円以上 ～ 279,000 円未満		46,500 円	45,700 円	23,200 円	22,800 円
D6	279,000 円以上 ～ 397,000 円未満		51,000 円	50,100 円	25,500 円	25,000 円
D7	397,000 円以上		66,300 円	65,100 円	33,100 円	32,500 円

ひとり親世帯及び障害者を有する世帯

B0	非課税世帯		0 円	0 円	0 円	0 円
CB1	均等割のみ課税		5,100 円	5,000 円	0 円	0 円
CB2	48,600 円未満		6,700 円	6,600 円	0 円	0 円
DB1	48,600 円以上 ～ 67,000 円未満		9,000 円	9,000 円	0 円	0 円
DB2	67,000 円以上 ～ 77,101 円未満		9,000 円	9,000 円	0 円	0 円

※3 歳以上児（生年月日が令和 5 年 4 月 1 日以前の子ども）の保育料は、無償となります。

階層区分は、下記期間の市町村民税額により決定します。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 7 年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和 6 年 1 月～12 月の収入に基づく)						令和 8 年度の市町村民税額に基づく保育料 (令和 7 年 1 月～12 月の収入に基づく)					

- ① 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- ② 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ③ 同一世帯から 2 人以上の就学前児童が認可保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育等）、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第 2 子児童は 2 分の 1（100 円未満は切り捨て）、第 3 子以下の児童は無料となります。
- ④ C1 階層から D1 階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の世帯については、第 1 子の年齢に関わらず、第 2 子児童は 2 分の 1（100 円未満は切り捨て）、第 3 子以下の児童は無料となります。また、ひとり親世帯及び障害者を有する世帯については、第 1 子の年齢に関わらず第 2 子以下の児童は無料となります。
- ⑤ 市町村民税所得割課税額が 97,000 円未満の世帯のうち、満 18 歳未満の年長者から 3 人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- ⑥ 記載している保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費や特定負担額（教員配置の充実などのための上乗せ徴収）等の負担が必要な場合があります。
- ⑦ 保育料は原則として月額で定められており、やむをえず休園した場合や自己の都合により登園できなかった場合でも、保育料は日割計算されません。ただし、月の途中で利用を開始又は終了した場合は、保育料が日割計算されます。
- ⑧ 税額や家庭の状況（生活保護の適用や解除、障害者を有する世帯への該当や障害者手帳等の返還、世帯員の増減等）に変更があった場合は、鹿児島市役所保育幼稚園課、谷山子育て支援課、各支所福祉課・保健福祉課までお申し出ください。当年度内に限り、遡及して保育料を変更できる場合があります。
- ⑨ 祖父母と同居しているひとり親世帯（住民票上の世帯が別の場合も含む）で、父母の所得が一定額以下の場合は、家計の主宰者の税額等も考慮し決定します。